

大和市介護保険サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第59号

大和市介護保険サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

大和市介護保険サービス事業者の指定等に関する規則（平成30年大和市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第8条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。